

新設規制に関する事前評価書

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-5501-3152 e-mail: hairi-kikaku@env.go.jp 廃棄物・リサイクル制度企画室
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者を確実に許可取消処分とし、廃棄物処理業・施設設置から排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。
規制の内容	許可業者又は施設設置者は、欠格要件(第7条第5項第4号ト(その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)及び同号トに係るもの並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者については第14条第5項第2号ロ(暴力団員等)及び同号ロに係るもの並びにヘ(暴力団員等がその事業活動を支配する者)を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、一般廃棄物処理業者にあつては市町村長、一般廃棄物処理施設設置者並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 根拠条文等： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)及び第9条第6項(第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)
規制の必要性	欠格要件に該当し本来であれば許可を取り消されるべき業者・施設設置者が、それが露見するまで引き続き処理業・施設操業を行う状況が幅広く見られることから、これらの者を確実に取り消すための措置を講ずる必要がある。
期待される効果	・欠格要件に該当した者を行政が直ちに把握し、速やかに排除することにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、これらの業者による不適正な処理を未然に防止することができる。 ・全国で迅速で画一的な処分がなされることにより、処分の不均衡が是正される。
想定される負担	欠格要件に該当する場合には、業者に届出を行う負担が生ずる。他方で、欠格要件を把握するための調査が基本的に不要となるので、行政コストが減少する。さらに、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、一定期間ごとに許可業者・施設設置者が欠格要件に該当しているかを行政が確認することが考えられるが、業者・施設設置者の役員や政令で定める使用人等について、網羅的に犯歴照会等を行う必要があり、行政の負担が大きく、非効率である。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略) 許可業者等が欠格要件に該当するに至ったときは都道府県知事等へ届け出ることを義務付けるとともに、義務違反に対して直罰を科すこと。」とされている。
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。